

たばこの煙のない美容店拡大事業実施要領

1 目的

国民の健康の増進の総合的な推進を図るためには、国民一人一人が健康な生活習慣の重要性に対する理解を深め、自らの生活習慣の改善等により健康の増進に努めるとともに、社会全体がその取組を支援することが重要である。

そのため、生活衛生関係営業においても、自ら健康の増進に取り組む個人を支援する必要がある。

この要領は、美容店における受動喫煙防止対策の取組を推進するため「たばこの煙のない美容店拡大事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業実施機関

(公財) 島根県生活衛生営業指導センター (以下「指導センター」という。)

島根県美容業生活衛生同業組合 (以下「組合」という。)

3 用語の定義

この要領において、「たばこの煙のない美容店」とは、島根県内の美容店のうち、店内を終日禁煙とする美容店 (以下「美容店」という。) とする。

4 事業内容

事業の内容は、以下のとおりとする。

- (1) この要領に定める美容店の登録
- (2) この要領に定める美容店数の拡大
- (3) この要領に定める美容店の県民への情報提供

5 役割分担

(1) 組合・組合支部

- ①この要領に定める美容店数を拡大するための会員への勧誘
- ②登録した美容店の終日禁煙実施状況等の確認及び指導センターへの報告

(2) 指導センター

- ①美容店の登録及び登録証等の交付
- ②美容店の登録状況の組合への情報提供
- ③美容店の県民への情報提供

6 実施手順

(1) 登録の申込

登録を希望する美容店は、登録申込書（様式1）に必要事項を記載し、指導センターに提出する。

店名以外の事項について健康推進課ホームページへの掲載を希望する場合は、たばこの煙のない美容店ホームページ掲載申込書（様式2）を指導センターに提出する。

(2) 登録

指導センターは、美容店からの申込書の提出があった場合、登録事項を確認後、登録証等を作成、登録申込者へ送付する。

(3) 県民への情報提供

指導センターは、登録美容店の情報を健康長寿しまね推進会議会長へ報告し、併せて健康推進課ホームページへの掲載を依頼する。

(4) 表示の実施

登録美容店は、利用者にわかりやすいように登録証等を掲示する。

(5) 実施状況等の調査

事業の円滑な実施を図るため、指導センターは定期的に組合に登録状況を報告し、組合・組合支部は、必要に応じて実施状況等を調査・報告する。

(6) 中止の届出

登録美容店において、店内の終日禁煙を中止する必要がある際には登録中止届（様式3）を指導センターに提出し、登録証を返却する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は平成21年8月7日から適用する。

この要領は平成26年9月1日から適用する。

改正後の要領は、令和5年4月1日から適用する。